

令和4年度 事業計画

令和3年中における交通安全活動は、北海道、北海道警察及び交通関係機関・団体等と連携し「交通安全運動の重点」を軸とした各種交通安全活動等の事業を推進しました。

その結果、北海道内の交通事故による死者数は、120人で前年より24人の減少となり、昭和22年以降の最少記録を更新いたしました。また、安全運転管理者選任事業所の従業員が関係する交通事故につきましても発生件数、負傷者数は減少し、死者数も19人と、昨年の事業計画に掲げた死者数19人以下に抑えることができました。

しかしながら、安全運転管理者選任事業所の交通事故発生状況を見ますと、正面衝突や単独事故は減少しましたが、一昨年減少していた歩行者事故が急増したほか、依然として、悪質な飲酒運転やシートベルト非着用等による死亡事故が後を絶たない現状であります。

本年は、交通事故死者数18人以下とともに飲酒運転ゼロを目指すという強い意志のもと、北海道の推進方針である「交通安全運動の重点」を事業所の従業員一人ひとりに周知徹底し、交通安全意識の高揚と実践に努めるとともに、地域と一体となった交通安全活動を積極的に推進するなど一層の交通事故防止に努めていくことが必要であります。

このことを踏まえ、当協会の令和4年のスローガンを

『ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～』

と掲げ、その具体的な推進目標を

- ◎ 「交通安全運動の重点」の推進
～子供と高齢者の安全確保、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルトの全席着用、居眠り運転の防止、自転車の安全利用、安全意識の向上～
- ◎ つなげよう！安全意識と職場の和
～事業所と従業員が一体となった交通安全の取組み～
- ◎ 危険予知！「かもしれない」で事故回避
～危険回避の想像力を持った運転で交通事故防止～

と設定し、北海道、北海道警察及び交通関係機関・団体との連携を一層強化し、各種交通安全活動等積極的な事業の推進に努めてまいります。

令和4年度事業計画推進要領

| 実施項目 | 推 進 要 領 |
|-----------------------------------|---|
| <p>1 組織の拡充・強化</p> | <p>(1) 地区協会の組織強化 組織の拡充・強化を図るため、会員間の互恵関係の積極的な構築を奨励するとともに、道路を利用する事業所として、各警察署等と連携した交通安全活動等への取組や事業所の交通事故防止活動が地域・社会への多大な貢献であるという認識を堅持し、組織強化に取り組みます。</p> <p>(2) 未加入事業所に対する対策 未加入事業所の事業主や安全運転管理者等に対し、警察と連携した事業所訪問や講習会等のあらゆる機会を通じて、協会と一体となって推進する交通事故防止対策が、事業所の利益を守り、かつ地域の信頼に結びつくことから、管理者等の指導力を高める必要性、重要性等の周知・浸透を図り、協会への加入を積極的に推進します。</p> <p>(3) 1役員1会員加入促進運動の推進 加入促進にあたっては、役員は事務局と緊密な連携を図り、地域を問わず、業種や取引関係等に応じた勧誘先担当区分の指定など広域的かつ効率的な加入活動を推進します。</p> <p>(4) 未選任事業所に対する対策 安全運転管理者未選任事業所に対しては、警察（警察本部）への積極的な情報提供に努めるとともに、各警察署と連携し、事業所訪問や各種会議等の機会の場合において、法に基づく管理者の選任と地域・職域における交通事故防止の重要性等の周知を図ります。</p> |
| <p>2 安全運転管理に係わる指導、調査研究</p> | <p>[安全運転管理業務の推進]</p> <p>(1) 機関誌等による交通安全情報等の提供 「安全運転管理」「安管ニュース」等の各種機関誌（紙）に法令の改正要点、事故防止特集（安全運転管理の指導要点）、各地区の活動状況等を掲載して誌面の充実に努め、安全運転管理業務に資する情報を提供します。また、協会のホームページを通じて、安管選任事業所絡みの重大交通事故の概要と事故防止ポイントなど交通事故情報のタイムリーな提供を図ります。</p> |

| 実施項目 | 推進要領 |
|--------------------------------|--|
| | <p>(2) 啓発資料等の作成・配布 推進目標、交通安全ポスター、管理者用小冊子等の配布・掲示等により、従業員に対する安全管理の周知と交通安全意識の高揚を図ります。また、北海道警察と緊密に連携して、道内発生 of 重大交通事故の分析資料等を作成・配布するなど、交通事故防止対策等に資する資料の提供に努めます。</p> <p>(3) 安全運転管理の講習会、研修会の開催 各事業所の管理者を対象とする安全運転管理指導者講習会（全日本交通安全協会安全運転管理委員会主催）への積極的な参加を奨励し、安全運転管理能力の更なる向上を図ります。また、各方面並びに各地区で開催する各種講習・研修会については、積極的な開催と機関誌等で広く開催の周知に努めます。</p> <p>(4) 安全運転セミナーの開催 協会主催による第44回安全運転セミナーは、釧路方面での開催を予定しており、内容の充実を目指し、参加する安全運転管理者等の管理能力の向上を図ります。また、各方面・各地区において開催するセミナー等の支援を積極的に行い、各事業所従業員の交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>(5) 交通事故防止対策の実施 安管選任事業所における交通事故防止は、従業員を守り明るい職場づくりと企業リスクの削減につながる重要な要素であることから、会員専用ホームページ、貸出用教育DVDの充実及び各種資料等を通じて、事業主を含めた安全運転管理者等に対する交通事故への危機意識の向上と交通事故防止対策を図ります。</p> |
| 3 関係機関・団体と連携した交通安全活動の実施 | <p>(1) 交通安全運動への積極的参加 協会の推進目標を強力に推進するため、期別交通安全運動（4期40日）や交通安全運動の重点に示された通年運動等をはじめ、地域における各種交通安全運動に関係機関・団体と積極的に連携し、パトライトや旗の波などの啓発活動を通じた交通事故防止を図ります。 なお、各地区安管協会等にパトライトを配布し、啓発活動を通じた交通事故防止を支援します。</p> |

| 実施項目 | 推進要領 |
|------|---|
| | <p>(2) 関係機関・団体と連携した交通安全活動等の実施 交通安全活動の実施に当たっては、北海道安全運転管理者事業主会と協働するとともに、北海道、北海道警察及び関係機関・団体等が主催する各種活動とも連携を密にし、多くの会員に参加を呼びかけ各種施策の実施や広報啓発活動を効果的に推進します。</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携と各種交通安全対策会議等への参加 関係機関・団体の主催する会議等にも積極的に参加し、協会の交通安全活動と連携する相互の情報交換を図るほか、実施可能な施策、広報啓発活動にも積極的に参加します。</p> <p>(4) チャレンジ・セーフティラリー北海道 2022 への参加 チャレンジ・セーフティラリー北海道 2021 の成果に鑑み、各事業所から従業員の同 2021 への参加を募り、無事故・無違反を達成するという意欲の醸成と交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に寄与するとともに、達成者（チーム）に対する各事業所毎の賞揚も奨励します。 令和 4 年は、7 月 1 日（金）～10 月 31 日（月）の 4 か月 123 日間で実施されます。</p> <p>(5) 全席シートベルト着用活動の推進 シートベルト非着用者による死者等の減少を目指し、特に着用率の低い後部座席の着用の促進を図るなど、北海道、北海道警察並びに関係団体と連携した全席シートベルト着用活動を推進するとともに、昨年に引き続き、「セーフティチェック！全席シートベルト着用運動」を展開し、事業所従業員の安全意識の向上と交通事故防止を図ります。</p> <p>(6) 飲酒運転の根絶に向けた取組み 安全運転管理者の業務に「アルコールチェックの義務化」が追加されたことに伴い、法令等の周知徹底を図り、あわせて各事業所における飲酒運転根絶の機運を高める活動の推進を図ります。</p> |

| 実施項目 | 推進要領 |
|------------------|--|
| <p>4 表彰の実施</p> | <p>(1) 道安管会長表彰 協会会長表彰にあつては、方面及び地区協会等との緊密な連携を図り、表彰基準に基づく次期表彰が円滑に上申されるよう適宜適切な対応に努めるとともに、基準該当者に対する積極的かつ的確な表彰を行い、活動意欲の向上を図ります。</p> <p>(2) その他の機関・団体の表彰 警察庁長官、全日本交通安全協会会長表彰（緑十字金章・銀章・銅章など）の基準に該当する個人・団体については、警察、交通安全協会との連携を密にして積極的な上申を図り、的確な受賞に努めます。</p> |
| <p>5 受託業務の実施</p> | <p>[法令等の規定に基づく安全運転管理者等の講習]</p> <p>(1) 法定講習の充実 真に効果のある法定講習とするため、地区会長の開講挨拶、警察署長等による冒頭挨拶、交通幹部による交通講話を依頼するとともに、各事業所の安全運転管理者等による「安全運転管理の実践事例」等を積極的に取り入れるなど、法定講習の充実を図ります。</p> <p>(2) 法定講習受講率の向上 会員事業所の全管理者等の受講はもちろんのこと、会員以外の未受講者を把握した場合は、警察の招致指導等の徹底を要請するとともに、各地区は警察署等と連携して受講対象者の全員が受講するよう努めるなど、受講率の向上を図ります。</p> |
| <p>6 広報活動の推進</p> | <p>[安全運転管理者協会活動の積極的な広報]</p> <p>(1) インターネット・ホームページでの情報提供 協会のホームページについては、多くの管理者等に活用されるようタイムリー、かつ多様な情報を継続的に提供するとともに、会員専用ページの効果的な運用に努めるなど、交通事故防止に役立つ情報を積極的に提供します。</p> <p>(2) 地域における効果的な広報活動 協会がリーダーシップを発揮して地域・他団体等と、創意工夫をこらした交通安全活動等社会貢献に取組み、これらの活動を通じて協会への理解と周知を図る広報に務めるほか、地域の実情に応じた各事業所等に対する交通安全指導等を推進します。</p> |

| 実施項目 | 推進要領 |
|-------|--|
| 7 その他 | <p>[魅力ある自動車任意保険の紹介]</p> <p>事業所及びその従業員等に魅力ある安管協会の構築として、事業所及び従業員等が所有する自動車の団体割引による任意保険掛金の削減等は、事業所の従業員に対する福利厚生の一環にも資すること、また、協会全体での交通事故減少による更なる損害率割引の適用も、協会の活動目的とも合致することから紹介・普及に努めます。</p> |

令和4年度 受託事業計画

令和4年度における安全運転管理者等法定講習業務は、下記のとおりであります。

1 受託事業契約の締結

受託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

2 講習指導員の資質の向上

講習指導員等の知識・技能の向上を図るため、安全運転管理指導者講習や各種研修会を積極的に開催するとともに、自己研さんの奨励と協会役員による巡回指導等に努めます。

3 視聴覚教材の充実

DVD及びパワーポイント等の視聴覚教材を有効に活用し、かつ、身近な交通事故情報を取り入れるなど、受講者に理解、納得される講習に努めます。

4 受講対象者と開講予定数

前年度の安全運転管理者の選任及び解任状況から、受講者対象者数を23,776人（札幌方面13,030人、函館方面1,864人、旭川方面3,646人、釧路方面3,574人、北見方面1,662人）と見込み、5月下旬から翌年3月上旬までの間において、169回にわたり計画的に実施します。令和4年度における安全運転管理者等法定講習業務は、下記のとおりであります。

○ 方面別受講者数と実施回数

| 方面別 | 講習回数 | 正安管者 | 副安管者 | 自衛隊 | 代行業 | 受講者計 |
|-----|------|--------|-------|-----|-----|--------|
| 札幌 | 75 | 9,980 | 2,459 | 470 | 121 | 13,030 |
| 函館 | 15 | 1,542 | 290 | 22 | 10 | 1,864 |
| 旭川 | 31 | 2,764 | 658 | 207 | 17 | 3,646 |
| 釧路 | 31 | 2,739 | 716 | 73 | 46 | 3,574 |
| 北見 | 17 | 1,297 | 304 | 48 | 13 | 1,662 |
| 合計 | 169 | 18,322 | 4,427 | 820 | 207 | 23,776 |